

7-4-2 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

(1) 住宅確保要配慮者の範囲

住宅セーフティネット法第2条第1項第1号から第5号までに定める者※1及び住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「規則」という。）第3条第1号から第10号までに定める者※2のほか、同条第11号の規定に基づき、本計画で定める者は、次のいずれかに該当するものとする。

- 海外からの引揚者
- 新婚世帯
- 原子爆弾被爆者
- 戦傷病者
- 児童養護施設退所者
- L G B Tをはじめとする性的マイノリティ
- U I J ターンによる転入者
- 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者
- 妊婦のいる世帯

※1 住宅セーフティネット法第2条に定める者

- ・ 低額所得者
- ・ 被災者（発災後3年以内）
- ・ 高齢者
- ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者
- ・ 子ども（高校生相当まで）を養育している者

※2 住宅セーフティネット法施行規則第3条に定める者

- ・ 外国人
- ・ 中国残留邦人
- ・ 児童虐待を受けた者
- ・ ハンセン病療養所入所者
- ・ D V （ドメスティックバイオレンス）被害者
- ・ 北朝鮮拉致被害者
- ・ 犯罪被害者
- ・ 生活困窮者
- ・ 更生保護対象者
- ・ 東日本大震災による被災者